

# 規制・行政手続き見直し提案制度 提案内容と検討結果

## « 規制 »

### 目 次

---

1. 子育て・教育	····· 2
2. 福祉・医療	····· 4
3. まちづくり	····· 5
4. 農業・農地	····· 11
5. 防災・安全	····· 15
6. 環境・衛生	····· 15
7. 運輸・港湾	····· 17
8. その他	····· 18

神戸市企画調整局調整課

○子育て・教育 6件（対応済 1件／現状維持 4件／国に要望中 1件）

提案内容	所管部局	検討結果
<b>児童手当の振込先の自由化</b> 児童手当の振込先を世帯主に限るルールは時代にあっていない。共働きを推奨しているのに自由に口座指定ができない。自由に口座指定ができるれば、もう一方の親による児童手当の使い込みなどを防ぐことができる。 父親、母親どちらの口座も選べ、また、実際に養育しているのが祖父母の場合は、そちらも選択可能としてほしい。	こども家庭局／ 子育て支援課	<p><b>対応状況</b> 現状維持</p> <p><b>対応方針</b> 児童手当の給付事務は、児童手当法等の各法令に基づき実施するもので、支給要件は全国一律に定められています。児童手当の受給者の要件は、世帯主であることではなく、「生計を維持する程度の高い方（所得が高い方）」となっており、ご家庭によって父親の場合も母親の場合もあります。ただし、収入がありながらも、家計や児童の養育についてかえりみることが少なく、配偶者が主として生計を維持し、児童の養育を行っていると認められる場合など、特段の事情がある場合は、個別の事情をお伺いして適切に対応しています。 なお、児童手当の申請については、利便性の向上のため、2024年4月より電子申請を導入しています。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>
<b>保育園補助制度の幼稚園への対象拡大</b> 「保育人材の確保・定着促進にかかる一時金」などの「6つのいいね」と呼ばれる神戸市の独自施策は、幼稚園には適応されていない。当幼稚園では先生の雇用が難しく、運営に影響が出ている。幼稚園にも適用を拡大し、保育園と比較しても平等で公平な支援内容にしてほしい。	こども家庭局／ 幼保振興課	<p><b>対応状況</b> 現状維持</p> <p><b>対応方針</b> 神戸市では独自事業として、待機児童の解消ならびに保育人材の確保・定着を目的した6つの支援策を盛り込んだ「6つのいいね」事業に取り組んでいます。幼稚園についても神戸市の補助金を活用して「長時間預かり保育」を実施し、保育施設と同程度の預かり保育を実施している場合には、「6つのいいね」のうち、「保育人材の確保・定着促進にかかる一時金」、「奨学金返還支援事業補助」、「未就学児を持つ保育士の保育料一部貸付」、「潜在保育士等職場復帰支援一時金」を利用することができます。また、「資格等取得支援」については、認定こども園への移行を予定している幼稚園の教諭も対象となります。詳しくはこども家庭局幼保振興課までお問い合わせください。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>
<b>神戸市民間児童福祉施設職員給与改善補助金の対象拡大</b> 「神戸市民間児童福祉施設職員給与改善補助金」を受領しているが、規定により61歳以上の職員には配分されない。前年度まで補助の対象であった職員が次年度61歳に達すると対象から外れてしまうため、極端な減収となる。勤続年数が長いベテラン職員であり、まだ活躍をお願いしたい職員であるため、補助金の配分対象年齢を引き上げてほしい。	こども家庭局／ 幼保振興課	<p><b>対応状況</b> 国に要望中</p> <p><b>対応方針</b> 「神戸市民間児童福祉施設職員給与改善補助金」は、保育士の定着支援や質の高い保育の提供を図るために、職員の待遇を改善できるよう、国制度を補完して神戸市が独自に施設に対して支給する補助金です。現在、補助の対象は61歳未満の職員ですが、一方で、社会全体の流れとして、定年をこれまでの60歳から引き上げる動きが増えていることは認識しています。 保育士の賃金は、国が定める公定価格に基づく収入をもとに各事業者が定めていることから、保育士の待遇改善については、市独自制度の拡充ではなく、国の責任で行われるべきものと考えています。本市としては、予算要望等を通じ、さらなる待遇改善を図るよう国に対して強く要望しているところです。国がこの度公表した「こども未来戦略」の中でも、国としてさらなる待遇改善に取り組む旨が示されていることから、その動向も注視しているところであり、現時点で、神戸市独自制度について対象職員の拡大などの制度変更は検討しておりません。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<p><b>産後の保育所預かり期間の延長</b></p> <p>現在、息子は4歳である。2人目を産みたいと考えているが有期雇用のフルタイムパートであるため、出産と同時に退職しなければならない。</p> <p>その場合、兄の保育所では産後8週間までは預かってもらえるが、規定によりその後は長年通った保育所を退所しなければならない。また産後8週で2人目を預ける場合、赤ちゃんホーム等が候補として考えられるが、中央区では2ヶ所しかない。</p> <p>産後の保育所預かり期間を産後8週間ではなく、多くの保育園が受け入れ可能になる6ヶ月間まで延長してもらえば、2人目の出産も可能になるとを考えている。少子化と嘆く前に、母たちの要望に耳を傾けてほしい。</p>	こども家庭局／ 幼保事業課	<p><b>対応状況</b></p> <p>現状維持</p> <p><b>対応方針</b></p> <p>保育所等を利用するための認定は、保育を必要とする事由が必要で、事由と認定期間は「子ども・子育て支援法」に規定されています。その中で「妊娠・出産」を事由とする認定期間にについては出産後8週間と定められていることから、神戸市が独自に延長することはできません。</p> <p>ただし、出産後すぐに仕事を探す場合は、「求職活動を継続的に行っている場合」に該当し、出産後8週間に加え、原則90日まで延長が可能です。また、求職活動の状況により必要な場合には、再度1回に限り90日間の延長が認められます。</p> <p>この再度の延長については、個別の状況を伺った上で手続きを案内していましたが、今後はホームページやパンフレットに記載するなどわかりやすい広報に努めていきます。</p> <p><b>対応時期</b></p> <p>—</p>
<p><b>保育士配置基準の見直し</b></p> <p>保育士の人手不足が慢性的で、不適切保育がいつ起こってもおかしくない状態である。子どものいる時間に事務作業をする時間ではなく持ち帰りの仕事になっており、残業代はない。こども家庭庁から週4日勤務でも正規職員として働くことができるという政策が出されたが、認定子ども園の職員には適応されていない。</p> <p>保育士の配置基準を見直し、保育士の数を増やしてほしい。また、発達障害児に対して専門知識を持った職員を確実に配置できるようにしてほしい。またこども家庭庁の政策を認定こども園の職員に適用してほしい。</p>	こども家庭局／ 幼保事業課	<p><b>対応状況</b></p> <p>現状維持</p> <p><b>対応方針</b></p> <p><b>【保育士の配置基準】</b></p> <p>国は2024年度から、4・5歳児の職員配置基準を、「幼児30人にに対し職員1人」から「25対1」に、3歳児は「20対1」から「15対1」に改正しています。さらに神戸市では、幼保連携型認定こども園及び保育所において、条例で「国の基準に加えて1人以上の保育士を配置しなければならない」と定め、国よりも手厚い配置を求めていました。なお、各園で配置基準を遵守しているかどうかを指導監査において確認しています。</p> <p><b>【すこやか保育（障害児保育）】</b></p> <p>神戸市すこやか保育事業とは、保育所や認定こども園等に入所されたお子様に対して、集団保育の中でお子様一人一人の状況に応じて必要な支援・配慮を行い、発達を促すように細やかに援助する制度です。各施設に対しては、集団保育を行うための必要な支援・援助として、保育士を加配する等、補助金制度を設けるとともに、各施設職員の対応力強化のため、発達支援やインクルーシブ保育等の研修や専門職同行による巡回指導を行っています。</p> <p><b>【短時間勤務の保育士の考え方】</b></p> <p>保育士の短時間勤務については、2023年4月にこども家庭庁から、「最低基準上の保育士定数は、こどもを長時間にわたり保育できる常勤の保育士であることが原則であり、望ましいとの考え方を維持しつつ、一定要件下で短時間勤務の保育士も最低基準上の定数の一部に充ててもよい」との通知が出され、その対象施設は保育所、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型及び事業所内保育事業所とされており、認定こども園はご指摘の通り対象外となっています。また、神戸市としても、乳幼児が健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境の構築や、保護者との連携を十分に図るためにも、認定こども園も含め保育施設における職員配置基準について、原則として常勤の保育士で充てるべきと考えています。</p> <p>ただし、保育士の負担が増えていることは認識しており、負担軽減のためICTシステム等の導入や睡眠中の事故防止のための機器の導入補助を実施しているほか、キャッシュレス決済システム導入にかかる費用を補助するとともに、さらに給付費・補助金申請にかかる事務手続きの円滑化を目的に、2024年度から申請支援システム（キッズコネクト）を導入したところです。</p> <p>保育士等が子どもと向き合う時間を増やすことで、保育士等にとって働きやすく、保護者にとって安心して預けられる環境づくりを支援していきたいと考えています。</p> <p><b>対応時期</b></p> <p>—</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<b>医療的ケア児の通学の保護者付き添いの廃止</b> 医療的ケア児が特別支援学校に通学する際、保護者が付き添いをする必要があり負担が大きい。保護者の付き添いなしで通学できるようにしてほしい。	教育委員会事務局／ 特別支援教育課	<p><b>対応状況</b>            対応済</p> <p><b>対応方針</b>            医療的ケアが必要な児童・生徒の通学では、スクールバスの利用については安全面に配慮しながら個別に判断しています。通学中に医療的ケアが必要な場合はスクールバスをご利用いただけませんが、保護者の負担を軽減するため、下校時に看護師が介護タクシーに同乗する支援制度を実施しています(月6回まで利用可)。また、状況に応じて、保護者以外の方の付添による通学も可能ですので、在籍の特別支援学校にご相談ください。            今回のご意見も踏まえ、引き続き、医療的ケア児やその家族に対する支援の充実に努めていきます。</p> <p><b>対応時期</b>            一</p>

## ○福祉・医療 2件（対応済 1件／現状維持 1件）

提案内容	所管部局	検討結果
<b>障害年金における初診日の認定基準の緩和</b> 障害年金における初診日の認定基準が厳しいと感じる。初診当時は混乱していたため適切に手続きができるおらず、初診日から10年を過ぎたため病院でカルテを破棄されてしまい、初診日認定ができなくなった。 初診の認定は月や日の特定ではなく、せめて年度だけの認定に緩和してほしい。	福祉局／ 国保年金医療課	<p><b>対応状況</b>            現状維持</p> <p><b>対応方針</b>            国民年金法では、障害年金の支給の可否の判断は「初診日（障害の原因となった病気やケガで初めて医師の診療を受けた日）」を起点に行われます。少なくとも「初診日の属する月」までは確定させる必要があります。障害年金を受給するためには一定期間の保険料の納付が必要ですが（保険料納付要件）、年度による初診日の認定は、この観点からも適切でないと考えています。            なお、申請者が申告する初診日について、その初診の医療機関証明が添付できない場合であっても、他の証明書類で一定期間内に初診があると確認できる場合や、20歳前の障害においては、20歳前に初診があることを他の証明書類（初診以外の医療機関や、第三者証明等）によって確認できる場合は、請求を可能とする緩和策も講じられています。詳しくはお近くの年金事務所か、お住いの区役所（国保年金係）でご相談ください。</p> <p><b>対応時期</b>            一</p>
<b>神戸市立市民福祉スポーツセンターのプール利用条件の見直し</b> 神戸市立市民福祉スポーツセンターのプールの利用にあたり「時計を着けてプールに入ってはいけない」というルールがある。普段、スマートウォッチで健康管理しており、耐水仕様なのでプールに入っても問題ないが、現状のルールのためにスマートウォッチを外す必要があり、プールでの記録ができず健康管理のためのデータが欠落してしまう。 安全のためのルールと推測するが、一定の安全基準を満たせば既存のルールを変更することはできないか。実証実験なども検討しルールを変更してほしい。	福祉局 障害福祉課	<p><b>対応状況</b>            対応済</p> <p><b>対応方針</b>            神戸市立市民福祉スポーツセンターではプール利用において、スマートウォッチや時計類を着用した利用者と他の利用者との接触による怪我や、破損した破片の誤飲、紛失時の探索が容易でない等リスクが大きく、これまで使用禁止としていました。しかし、健康管理のためにスマートウォッチの機能を必要とする方がいること、他施設においてもスマートウォッチの使用を許可しているところも見受けられることから、当施設においても、健康増進・健康維持を目的としたスマートウォッチの使用を可能としました。ただし、使用にあたっては一定の基準を設けていますので、詳しくは神戸市立市民福祉スポーツセンターまでお問い合わせください。</p> <p><b>対応時期</b>            一</p>

○まちづくり 21件（対応済 9件／対応予定 3件／現状維持 9件）

提案内容	所管部局	検討結果
<b>河川法の規制緩和による飲食店の出店</b> 新神戸駅北側の、布引の滝へ向かう道の最も手前に河川広場がある。 河川法などの規制により河川上に飲食店の出店は難しいと考えるが、その場所に、増水が見込まれる際にはすぐに撤去可能なものに限り、ピアガーデンなど飲食店の誘致を行ってほしい。旅行者やハイカーなどの利用や地域住人の憩いの場としての活用など、新神戸駅周辺の賑わいにつながると考える。	建設局／森林・防災部河川課	<p><b>対応状況</b> 現状維持</p> <p><b>対応方針</b> 新神戸駅の下を流れる生田川は、河川法上の二級河川であり、兵庫県が管理をしていますが、駅より上流は普通河川として市が管理しています。生田川をはじめとする表六甲水系の河川（六甲山系の南斜面から市街地を通り、大阪湾に流れる河川類）は、その地形等から短時間に大量の雨が降ると急激に増水するという特性があります。過去には灘区の都賀川で急激な増水により尊い人命が失われる痛ましい事故も発生しています。そのような特性から、生田川の河川内に店舗を設置して飲食を提供することは、利用者の安全確保の観点で課題があり、撤去可能なものといえども、占用許可の取得は難しいと考えます。</p> <p>一方で、現在、新神戸駅周辺では、駅前広場と生田川公園の再整備に向けた検討を進めており、神戸らしさを感じられ、イベント等にも活用できる広場空間等の整備を計画しています。新神戸駅周辺の賑わいづくりについて、こうした空間を活用し、市民のみなさまや神戸を訪れる方々がより安全に安心して楽しんでいただけるよう取り組んでいきます。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>
<b>自転車等放置防止条例の明確性と自転車撤去の運用について</b> 駅前の道路上に駐輪していた自転車が強制撤去されたことに関して、以下の点に疑問を感じた。 ①関係条例を確認したが、「放置」「相当期間」など規定の定義づけが曖昧ではないか。 ②自転車を撤去、移動、保管管理している事業者の方が、条例や業務上のルールを熟知していないように感じた。正しく対応できるよう指導してほしい。 ③自転車が撤去された際、問い合わせ先や、その後の対応等を案内するような床面のチョーク書き、あるいはチラシなどが多く、どのように行動すればよいのかわからなかった。違反者に対する配慮が必要ではないか。 ④土地や建物の所有者に、駐輪場の設置義務を課すか、設置を指導してはどうか。	建設局 道路計画課	<p><b>対応状況</b> 対応済</p> <p><b>対応方針</b> 「神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例」は、歩行者等の通行の安全を確保し都市の生活環境の健全な発展を図るために、神戸市長が放置禁止区域を指定して放置を禁止するとともに、放置自転車の撤去及び保管に関する規定しています。</p> <p><b>【①について】</b> 「放置」については、条例第2条(2)で「公共の場所において、自転車等を当該利用者等が離れて直ちに移動することができない状態に置くこと」と定義しています。</p> <p>禁止区域内の自転車については、条例第11条で「市長は禁止区域内における放置自転車を撤去及び保管をしなければならない」と定めており、これは巡回監視による即時撤去を意味しています。一方、禁止区域外の自転車については、条例第12条で放置自転車の撤去に関する定めおり、「相当期間」については、条例施行規則第4条で「7日間」と定めています。</p> <p>上記のような放置自転車の撤去・保管にかかる詳細は市ホームページでも案内していますが、市民の皆様にご理解いただけるよう、さらなる周知に努めています。</p> <p><b>【②について】</b> ご指摘の委託事業者に対しては、実務者研修など業務改善するよう指導に努めています。</p> <p><b>【③について】</b> 撤去のお知らせについては、現地の放置禁止区域を示す看板に撤去日時や自転車の保管及び返還場所を記載しています。なお、床面のチョーク記載に関してはあくまでも現地掲示を補助するものです。</p> <p><b>【④について】</b> 神戸市では、用途地域が近隣商業地域及び商業地域のエリアにおいて、自転車での利用が多い一定規模以上の小売店舗、銀行・郵便局、遊技場、官公署、スポーツ施設の施設設置者に対し、条例により自転車駐車場の設置を義務付けており、設置者への適切な指導に努めています。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<b>自転車等放置禁止区域の見直し</b> 神戸の街を活性化させるためには、人やモノの移動が必要不可欠ではないか。自転車での移動が行いやすい環境をつくることで人々の行動範囲が広がり、街に自転車や歩行者が増え、街の活性化に繋がると考えられるため、自転車等放置禁止区域を見直してほしい。 また、放置自転車を減少させ、人々が活発に移動できるようにするためにも、駐輪場やシェアサイクルを増設してほしい。	建設局／駅前魅力創造課	<p><b>対応状況</b> 対応済</p> <p><b>対応方針</b>  <b>【自転車放置禁止区域の見直しと駐輪場の整備】</b>          神戸市では、「自転車活用推進計画」に基づき、安全・安心で快適な自転車利用環境の整備や、自転車のさらなる活用促進に取り組んでいます。一方で、歩行者の安全確保や都市生活環境の保全を目的として、主に駅周辺で「自転車放置禁止区域の指定」「自転車放置区域内での即時撤去」「駐輪場の整備」を一体的に進めています。2025年4月には、神戸市自転車条例及び規則（同年10月施行）を改正し、駐輪場内や放置禁止区域外における放置自転車対策を強化しました。さらに、2025年9月には、垂水図書館のリニューアルに合わせて、その地下に駐輪場を整備しました。今後も、歩行者の安全確保や都市生活環境の保全を目的として、放置禁止区域の見直しや放置自転車対策に取り組むとともに、駐輪場の整備を進めていきます。</p> <p><b>【シェアサイクルの増設】</b>          神戸市では、都心・ウォーターフロントの回遊性向上と放置自転車の削減を目的として、2015年よりシェアサイクル事業「Kobe Linkle（こうべリンクル・通称コベリン）」の普及に取り組んでいます。より多くの方にご利用いただけるよう、ポート増設や自転車の増大を進めており、2025年11月末時点では、ポート数が40箇所、自転車は250台にまで増えました。今後も、市民の皆さまの快適な移動を支えるため、ポートや自転車のさらなる拡充を進めていきます。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>
<b>道路掘削許可における給水管統合の指導の撤廃</b> 神戸市道に接している私道へ給水管を敷設する際、工事のため道路の掘削占有許可を得ようとすると、既に他人所有の給水管が存在する際はその管と統合するように指導を受ける。統合するためには、他の所有者からの統合の許可取りなどの負担があり、また統合後も共有する給水管の管理上のトラブルの可能性があるうえ、場合によっては余分な工事費用が発生することもある。 統合の指導を撤廃し、各戸へ個別に給水管の引込ができるようにしてほしい。	建設局 道路工務課	<p><b>対応状況</b> 現状維持</p> <p><b>対応方針</b>          道路上に給水管が複数本存在する状態は、漏水リスクが上昇すること、再掘削時の事故の危険性が高まること、他の埋設管の敷設位置が制限されることなどから、道路の管理上好ましくありません。このため、道路の掘削占用許可にあたっては、既設の埋設管の状況等を確認のうえ、管を統合することや他のルートから給水することなどの可能性を聞き取りして、総合的に判断しています。個々の状況についてよく確認しながら最適な工事が行われるように努めています（道路法第32条、神戸市道路占用規則）。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>
<b>道路掘削許可時における既設止水栓撤去の指導の緩和</b> 住宅の新築に伴うガス管や下水管工事のために道路の掘削をする場合で、水道管については既設管を使用する予定であっても、道路上に既設の止水栓がある場合には、その撤去を行うように指導を受ける。 せめて、ガス管や下水管工事の掘削範囲内に止水栓が既設されている場合のみ、撤去することとしてほしい。	建設局 道路工務課	<p><b>対応状況</b> 現状維持</p> <p><b>対応方針</b>          道路工事のための占用許可を行うにあたり、道路上に設置してある給水管の止水栓については、当該給水管の修繕工事や引き直し工事の際に、宅内に移設するようお願いしています。          ご提案のようなガス工事や下水道工事のみを行う際は、水道管の工事がないため止水栓の移設を求めいませんが、誤解が生まれないように申請者に対しては丁寧な説明に努めています（道路法第32条、神戸市道路占用規則）。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>
<b>道路掘削・復旧工事の仕様の見直し</b> 現在、道路の掘削工事跡の復旧については掘削工事の影響が及ばないよう、工事によって不足した路盤材の補充だけでなく、路盤上部（厚さ5cm程度）を撤去したうえで、再度アスファルト舗装を行うことになっている。そのため工事費用が高くなり、工事も長期化することから、撤去した路盤材の補充のみとしてほしい。	建設局 道路工務課	<p><b>対応状況</b> 現状維持</p> <p><b>対応方針</b>          道路の掘削にあたって表層であるアスファルト舗装を撤去する際、その下の路盤材に緩み（原因：撤去するアスファルト舗装へ路盤材が付着してしまうなど）が発生することから、掘削跡の復旧については、アスファルト舗装撤去の影響を受けやすい路盤上部（厚さ5cm程度）を撤去し、指定された材料により入念に締め固めを行った後に再度アスファルト舗装を行うことになっています。この取組は舗装の安定性・健全性を担保するものであり、ひいては市民の安全・安心につながるものですので、ご理解いただきますようお願いします。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<b>道路掘削・復旧工事の仕様の見直し</b> 道路掘削・復旧工事の仕様を見直してほしい。具体的には、歩道の舗装、乗り入れ部分の舗装、街渠の工事の仕様を神戸市の標準構造図集（土木一般工事）と同じ仕様にしてほしい。 道路法24条における復旧工事は標準構造図集に沿った仕様で行っており、道路掘削・復旧工事もそれと同じような内容の施工にも関わらず、過大な施工を求められている。標準構造図集の仕様の方が舗装の厚みが小さいため、そちらに統一した場合、施工費を抑えることができるなどの利点があるのではないか。	建設局 道路工務課	<p><b>対応状況</b> 現状維持</p> <p><b>対応方針</b> 標準構造図集の仕様は、道路管理者が行う舗装補修工事や、道路法第24条にもとづく承認工事における乗り入れ部分の設置などに用いられます。これらは主に表層から浅い部分（アスファルト舗装とその下の路盤材）をやり替える工事となります。 一方、道路掘削・復旧工事では、ガスや水道の管路設置のため、路盤よりも下層の路床部を深くまで掘削することになり、締め固まった部分を乱すことになるため、その復旧のため、沈下等が生じないような仕様（舗装や街渠の厚み）となっています。 個別の対応として、工事事業者が掘削した部分と既設の部分の地盤試験（路床CBR試験）を実施し、それぞれが同じ強度であることを確認できる場合は、仕様（舗装や街渠の厚み）を変更するなど、柔軟に対応していますので、その場合は計画段階で協議をお願いします。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>
<b>道路掘削・復旧工事における再生碎石の使用可能化</b> 神戸市では道路舗装の復旧工事の際、路盤部に再生碎石を使用してはならないとなっているかと思うが、近隣市では再生碎石を使用することになっている。 再生碎石を使用しない場合、建物等の解体時に発生するがれき等をリサイクルできず、がれき等の受け入れを中止する産業廃棄物業者が増えるなど問題がある。また、土木業者、建築業者、解体業者等はがれき等を他市まで捨てに行く必要もあるため、再生碎石が利用できるよう工事の仕様を見直してほしい。	建設局 道路工務課	<p><b>対応状況</b> 対応済</p> <p><b>対応方針</b> 神戸市では、従前から路盤部に再生粒度調整碎石を使用することを可能としています（再生粒度調整碎石とは、コンクリートを機械で粉碎し、よく締まるように粒の比率を調整したもの）。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>
<b>道路掘削許可の申請手続きの適正化</b> 道路掘削工事のための「道路掘削特別承認証」と「道路工事施行承認証」は、道路管理者である市が作成すべきものであるにもかかわらず、申請者側が作成して提出するよう求められることがある。これらの書類の作成を申請者に求めないようにしてほしい。	建設局 道路工務課	<p><b>対応状況</b> 対応済</p> <p><b>対応方針</b> ご指摘のように「道路掘削特別承認証」と「道路工事施行承認証」は市が作成するものです。承認証の作成を強制したように感じたということに関し、大変申し訳ありませんでした。 このたび、承認証の作成を申請者に強制することがないよう、周知しました。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>
<b>「道路掘削跡復旧工事の復旧面積算定基準」の見直し</b> 道路掘削・復旧工事における市の内規である「道路掘削跡復旧工事の復旧面積算定基準」は過大な仕様であり、工事費用も高くなっている。また建設事務所間や担当者によって基準の運用のばらつきがあるようにも感じる。 そこで、「道路掘削跡復旧工事の復旧面積算定基準」の内容を見直すとともに、その基準を公開してはどうか。基準以上の指示をする場合には、事例の列举や、担当者からの説明を義務付けするなど、事業者が納得のできない過大な指示を防止し、施工業者を含む市民が建設事務所の指示が適正かどうかを確認できるようにしてはどうか。	建設局 道路工務課	<p><b>対応状況</b> 対応予定</p> <p><b>対応方針</b> 現行基準の問題点の洗い出し、他都市の事例調査の結果を踏まえて、「道路掘削跡復旧工事の復旧面積算定基準」について内容の見直しを検討中であり、改定に向けて検討を進めているところです。</p> <p><b>対応時期</b> 2026年3月：改訂版「道路掘削跡復旧工事の復旧面積算定基準」公表予定</p>
<b>道路掘削・復旧工事で使用すべき建築材料の明記</b> 道路掘削・復旧工事の仕様について、使用すべき建築材料（アスファルトコンクリートや骨材など）の標準的な大きさや種類を決めてほしい。また指定にあたっては容易に入手できるものとしてほしい。 現在は使用する建築材料の種類は事業者が適切に選定して行うよう指導されているが、あらかじめ指定されることで、その内容に沿った申請・施工が可能となるため、安心して施工できる。	建設局 道路工務課	<p><b>対応状況</b> 対応予定</p> <p><b>対応方針</b> 現行の「神戸市道路掘削および復旧工事標準仕様書」の問題点を洗い出し、他都市の事例調査を行い、その結果を踏まえて記載内容の見直し中であり、改定に向けて検討を進めているところです。</p> <p><b>対応時期</b> 2026年3月：改訂版「神戸市道路掘削および復旧工事標準仕様書」公表予定</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<b>工事監督費の条例化または廃止</b> 道路の舗装工事の手続きで舗装工事の監督費を請求される。その請求は規則でしか定められていないと思われるので、きちんと条例で定めてほしい。さらにいうと、道路占用料の徴収は理解できるが、道路工事監督費については市職員の通常業務の範囲ではないかと感じている。自治体によっては徴収していないところもある。また、他社と共に工事を行った際には、それぞれの道路工事監督費を計算するため、面積を把握するための求積図を作成する作業もあり負担である。道路工事監督費を撤廃してほしい。	建設局 道路工務課	<p><b>対応状況</b> 対応済</p> <p><b>対応方針</b> 道路掘削が伴う占用工事につきましては、工事が適切かつ安全に実施されるよう、必要な監督および検査を行っております。この工事監督費は、道路法第62条に基づき、「道路の占用に関する工事に要する費用」として、占用者の皆様にご負担いただいております。 この工事監督費につきましては、道路法および神戸市道路占用規則に基づき費用を徴収しており、別途条例を制定する必要はございません。 占用者の皆様には、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、お願いします。 なお、「神戸市道路占用規則」において、工事監督費の負担について定めておりますが、このたび、当該費用が道路法に基づくものであることをより明確にするため、同規則の一部改正を行いましたので、併せてお知らせいたします。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>
<b>道路工事施工写真の提出方法の見直し</b> 他社と調整して道路の復旧工事を行う場合、工事の検査願を提出する際に、他社の施工写真や資料も添付するよう指導される。しかし他社の連絡先については個人情報保護を理由に市から申請者には教えてもらはず、調整するのが難しいというえ他社から資料をもらえる保証もない。申請者同士で資料の受け渡しをしなければならないとの規定はないのではないか。市側がそれぞれの連絡先を把握しているのだから、市が直接、調整や指示を行うとともに施工写真資料をとりまとめ、他社の施工写真・資料の提出を不要としてほしい。	建設局 道路工務課	<p><b>対応状況</b> 現状維持</p> <p><b>対応方針</b> 複数の事業者が競合する本管の埋設工事の場合は、あらかじめ道路管理者と事業者で「道路掘削工事連絡協議会」を構成し、細部調整会議において工事場所と事業主体をお知らせしています。 一方、建物の建築工事に伴い本管から引込管を埋設する場合には、主に建築会社が引き込み工事を調整しており、道路占用者とその施工者、担当者を記載した一覧表を作成して明らかにしていますので、建築会社等にご確認ください。 また、工事の検査願には、道路占用許可申請のとおり舗装構造や厚み、転圧状況などが適切に実施されているかを確認するための資料として、写真の添付をお願いしています。 ご指摘のとおり、検査願に他社工事の写真を添付いただくことはご負担となる場合があることは認識しておりますが、道路利用者の安全確保の観点から必要な確認事項であるため、ご理解とご協力をお願いします。 なお、申請内容や工事の状況によっては、個別の事情に応じた対応が可能な場合もございますので、お困りの際は建設事務所までご相談ください。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>
<b>学園都市駅周辺地域の用途地域の緩和</b> 神戸市西区の学園都市駅周辺は、用途地域規制のため個人経営の店舗が建てられない。今後の少子化で街が衰退しないよう若い移住者を増やすためにも、住宅地でも店舗を建てられるよう規制を緩和してほしい。	都市局 都市計画課	<p><b>対応状況</b> 現状維持</p> <p><b>対応方針</b> 学園都市駅周辺の用途地域は、まちの拠点である駅周辺を「商業地域」に、大学や集合住宅等が立地する地域では「第一種中高層住居専用地域」から「第二種住居地域」に、低層の住宅の多い住宅街は住環境の維持・保全を目的とした「第一種低層住居専用地域」に指定しています。商業地域、第一種中高層住居専用地域、第二種住居地域では店舗等が立地できますが、第一種低層住居専用地域についてのみ、ご指摘のように店舗等は立地できない規制となっています。 用途地域を変更する場合、1,000m<sup>2</sup>以上の区域であれば、「都市計画提案制度」を活用することで変更が可能です。ご提案内容が「区域内の権利者の皆様の合意が図られていること」「神戸市のまちづくりの方針と合致していること」などの要件を満たした場合、必要に応じて用途地域の変更を行います。提案制度の活用によって、きめ細やかな地域単位での活力・魅力あるまちづくりの実現を進めています。 また神戸市では、2023年6月に、活力と魅力ある持続可能な都市空間の形成を図るために全市的な用途地域の見直しを実施し、学園都市駅周辺でも、学園西町公園などの都市公園を第二種中高層住居専用地域に緩和し、公園施設としての店舗などの立地を可能にしました。公園活用の幅を広げることで地域の利便性を高め、多様化するライフスタイルや価値観に対応できるまちづくりを進めていきます。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<b>神戸らしい景観の形成</b> 最近、高層ビルが林立し、海から六甲山の山並みを望む神戸らしい景観が失われてしまうのではないかと危惧している。 三宮周辺の再開発において、眺望をふさぐような高層ビルの林立を避け、例えば海側から山並みが70%以上見えるような景観規制をしてほしい。	都市局 景観政策課	<p><b>対応状況</b> 対応済</p> <p><b>対応方針</b> 神戸市は神戸港と六甲山の山並み、市街地が一体となった素晴らしい眺望景観に恵まれており、これらを引き継いでいくため、「眺望景観形成地域」を指定し、建築物等の形態やデザインの誘導を行っています。 その一つとして「ポーアイしおさい公園眺望景観形成地域」があり、しおさい公園から六甲の山並みを背景に市街地と港を眺めたときに、山並みの稜線が新築の建築物などによって隠れないよう、建築物等の高さや幅を規制誘導しています。具体的な制限は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅：眺望を遮る板状の建物等とならないように、高さ60m以上の部分について都市計画道路中央幹線に概ね平行する方向の幅を40m以内とする。</li> <li>・高さ：六甲の山並みの稜線の谷部（菊水山付近～摩耶山付近）に接する基準線と眺望点（ポーアイしおさい公園）とを結んだ平面を基準面とし、建築物等の各部分の高さがこの基準面を超えないこととする。</li> </ul> <p><b>対応時期</b> —</p>
<b>三宮エリアの高さ規制の緩和</b> 現在、三宮エリアにおいては、ポーアイしおさい公園からの眺望を保全するため建築物の高さ規制が課せられているが、既に多くの高層ビルが立ち並び、規制が形骸化している。 土地の高度利用を推進し民間投資を促すため、「都市再生緊急整備地域」である三宮エリアにおいて、規制を緩和してほしい。	都市局 景観政策課 企画調整局 企画課	<p><b>対応状況</b> 対応済</p> <p><b>対応方針</b> 「都市再生緊急整備地域」は、都市再生特別措置法に基づき、都市開発等を通じて緊急・重点的に市街地整備を推進すべきと政令で定められた地域です。神戸市では「神戸都心・臨海地域（三宮駅周辺、三宮駅からウォーターフロントまでの地域、元町駅周辺から兵庫県庁周辺までの地域）」と「神戸ポートアイランド西地域」の2地域が国から指定されており、これらの地域内では、税制・金融支援や都市計画の特例などが受けられるメリットがあります。 神戸市の高さ規制ですが、神戸港と六甲山の山並みが市街地と一体となった素晴らしい眺望景観を引き継いでいくため、「眺望景観形成地域」を指定し、建築物等の形態やデザインの誘導を行っています。その一つとして「ポーアイしおさい公園眺望景観形成地域」があり、しおさい公園から六甲の山並みを背景に市街地と港を眺めたときに、山並みの稜線が新築の建物などによって隠れないよう、建物等の高さを規制誘導しています。 ただし、都市計画に定める高度利用地区、都市再生特別地区等については、建築物の高さ等に関する基準を適用除外としています。都市再生緊急整備地域である三宮エリアでは、都市再生事業を行う事業者が自ら、都市再生特別地区等の都市計画の決定・変更を提案できる制度となっているため、民間投資が抑制されないような形になっています。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>
<b>北野・山本地区の歴史的建造物の利活用</b> 第二種中高層住居専用地域である中央区の北野・山本地区の伝統的建造物（異人館等）などに関し、観光業に貢献するホテル・旅館・カフェ・レストランなどの用途に転活用する場合に限り、その立地の禁止を緩和してほしい。	都市局 景観政策課	<p><b>対応状況</b> 対応予定</p> <p><b>対応方針</b> 全国的に歴史的建造物の宿泊利用の事例があることは認識しており、北野・山本地区においても同様の取組みを進めることは地域の活性化や魅力向上に繋がると考えています。 用途規制を緩和する手法として、用途地域の変更や地区計画の活用等がありますが、これらは面的に用途規制を緩和することになり、異人館などの歴史的建造物に限った形での緩和が難しく、地域にそぐわないホテルの建設も可能となる等の課題が発生する恐れがあります。個別に緩和するには、建築基準法第48条ただし書きでの許可を得る（周辺市街地環境を害するおそれがない又は公益上やむを得ないと認める場合に限って建築を許可するもの）という手法があり、周辺住民・地域団体との合意形成や周辺環境への影響の検証を行ったうえで、特例として建築することができます。 2024年度より異人館等の宿泊利用の可能性について検討を進めており、地域の住民・事業者を対象としたワークショップを実施しました。ワークショップでは、まちの賑わいづくりのために、住環境の保全や歴史・景観に配慮した地域の雰囲気に合うホテル・旅館があればよいとのご意見をいただきました。 2025年度は引き続き、地域の皆様の意見を聞きながら、当該地区の宿泊施設のあり方を検討し、住環境と共存するための配慮事項等を整理する予定です。</p> <p><b>対応時期</b> 2025年度：宿泊施設のあり方や住環境と共存するための配慮事項等の整理</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<p><b>マンションにおける駐車場附置率の基準緩和</b> 市内のマンションは、その用途地域や住戸数に応じて、必要な台数の駐車場を確保することが条例で義務付けられている。 私のマンションでは、駐車場の大半を機械式により設置しているが、老朽化が進んでおり、維持管理に多大なるコストを要している一方で、年々契約者数が減少しており、多くの空きが生じている。さらに、全国的にも駐車場の利用率が低下しており、附置率の基準緩和の動きが加速しているようである。 そこで、次の要件を満たす場合には、附置義務駐車台数をマンションの管理組合が届け出た台数まで緩和してほしい。</p> <p>①既存駐車場の利用実績が、条例で定める基準台数を上回っていないこと。 ②管理組合から届け出た必要台数によって、適切な駐車施設が確保されること。 ③管理組合により駐車場が適正に管理されること。</p>	建築住宅局／建築調整課	<p><b>対応状況</b> 対応済</p> <p><b>対応方針</b> 近年の駐車施設の設置・利用状況や需要の実態などを踏まえ、2024年10月に駐車施設の確保に関する基準を見直しました。 その中で、既存建築物の駐車施設に対する基準についても見直し、下記の要件を満たす場合は、基準を緩和して適用することとしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・完成からおおむね10年が経過していること</li> <li>・駐車施設の利用実績（過去5年程度）が基準台数を上回っていないこと</li> <li>・所有者等により、需要に応じた適切な駐車施設が確保されること</li> <li>・特殊の装置を利用した敷地内の既存駐車施設を撤去する場合は、その跡地を駐車施設として利用すること</li> <li>・敷地内の既存駐車施設部分を他の用途として利用する場合は、容易に駐車施設として復旧できる利用形態とすること</li> <li>・所有者等により駐車施設が適正に管理されること</li> </ul> <p><b>対応時期</b> —</p>
<p><b>プレハブ住宅を使用した事務所設置にかかる規制緩和</b> コスト削減のため会社事務所としてプレハブ住宅を使用したいという運送事業者が多いが、許可にあたっては、運輸局から「市の担当部署から使用に関して問題ない」という見解を得ることと指導される。市の担当部署からは、「建築基準法に基づく建築確認申請を行っており、基礎工事等がなされていれば使用に問題はない」との回答をいただくが、設置コストの低さが魅力のプレハブ住宅で基礎工事を行うのは、事業者にとって負担である。 そこで、例えば運送事業者に限って、建築確認申請が無くても事務所として使用に問題がないとの見解を示せないか。その際は無秩序な承諾を防ぐため、運送事業者の証明である許可書や運輸局による事業証明書を提出する等の方法が考えられる。</p>	建築住宅局／建築安全課	<p><b>対応状況</b> 現状維持</p> <p><b>対応方針</b> 事務所として内部に人が滞在するような工作物は、建築基準法第2条第1号に規定する「建築物」に該当します。建築物は法令に基づいて安全・衛生基準等を遵守とともに、建築する際には確認・審査を受けることが義務付けられています。 建築基準法は、人命や財産を保護するため建物の最低限度の基準を法律として規定したものであるため、その内容を神戸市が独自で緩和できるものではありません。基礎工事を実施することなく内部に人が立ち入る想定のプレハブ住宅を設置した場合、地震や強風、地盤の沈下に対して倒壊、損傷の恐れがあります。利用者の安全を確保するためにも、プレハブ住宅を建築する際は「建築物」としての法令基準を遵守るべきであると考えています。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>
<p><b>市街化調整区域においてトレーラーハウスを営業所として使用する場合の規制緩和</b> 営業所は建築物であるという前提があるため、運送事業者は市街化調整区域で営業所の認可を受けることができない。しかし、近畿地方以外の地域では「建物ではないが土地に固着できる」という中間的な扱いで、市街化調整区域でトレーラーハウスの営業所使用を認めている事例が多数ある。地代が安い市街化調整区域で営業所使用が認められれば、事業者の拠点選定の幅が広がることになるため、トレーラーハウスの営業所使用を認めてほしい。</p>	建築住宅局／建築安全課 都市局／都市計画課	<p><b>対応状況</b> 現状維持</p> <p><b>対応方針</b> トレーラーハウスの建築基準法上の取扱いについては、規模（床面積、高さ、階数等）、形態、設置状況（設備配管が固定されているか、移動の支障となる階段、ポーチ、ベランダ等が設けられているかなど）等から判断します。トレーラーハウスがいつでも、自由に移動できるものであれば、建築物に該当しません。設置するトレーラーハウスが建築物ではない場合、都市計画法や建築基準法の対象ではないので、開発許可や建築許可等の手続きは必要ありません。しかし設置した後にその状態が変化し、建築物に該当する条件に当てはまるようになれば、建築物と見なされる可能性があります。 トレーラーハウスが運送事業者の事務所として許可されている事例があることですが、許可については国土交通省（近畿運輸局）の判断となります。 なお、近年のEC（電子商取引）の急拡大で物流施設の需要が高まり、市街化区域内の用地が不足していることから、神戸市では2023年2月に市街化調整区域の規制緩和を行いました。規制緩和では、高速道路のインターチェンジに近接したエリアにおいて、一定の要件を満たす物流施設（複数の物流事業者が連携して設置するトラックターミナルや倉庫など）の立地を可能としました。今後も社会情勢を踏まえながら、引き続き規制緩和を推進していきます。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<b>位置指定道路の指定制度の創設</b> 神戸市では、既存の道を位置指定道路として指定する制度がないように思われる。また、位置指定道路の指定申請手続きの際、道路に指定する土地所有者の同意に加えて、関係権利者（道路に接する方々）への説明が必要であるなど手続きのハードルが高いと感じる。 既存の道を位置指定道路に指定する制度を創設するとともに、位置指定道路の指定手続きを簡素化し、ホームページで制度をわかりやすく解説してほしい。	建築住宅局／ 建築安全課	<p><b>対応状況</b>            対応済</p> <p><b>対応方針</b>            ご提案の「既設の道の位置指定道路化」は、建築基準法に定められた制度であり、本市でも指定実績はあるものの指定件数は数件に留まっています。法定の制度であり、神戸市独自の制度ではありませんので、これまで特段の広報は行っておりませんでした。            また、制度の指定基準や申請手続きが複雑であり、一般の方には分かりにくい制度であることなども、指定件数の少なさにつながっていると考えています。            そこで、よりわかりやすく使いやすい制度とするために、2025年4月、既設の道を含め明確化・標準化した指定基準を改正・施行し、市ホームページ（制度説明ページ）の詳細を案内しました。今後とも市民の皆様にご理解いただけるよう、さらなる周知に努めていきます。</p> <p><b>対応時期</b>            —</p>

## ○農業・農地 11件（対応済 5件／現状維持 6件）

提案内容	所管部局	検討結果
<b>農業振興地域の見直し</b> 西区岩岡町は市街化調整区域であり「農業振興地域（農振農用地）」になっている。しかし農業が衰退し、担い手確保も難しいなか、農地を貸す事も売る事もできない状況で困っている。また、農地を神戸市に寄付する事もできない。 農地を活性化することができないのなら、農業振興地域から除外する、農地転用を可能とするなど、農地の規制を緩和してほしい。	経済観光局／ 農政計画課  農業委員会事務局	<p><b>対応状況</b>            対応済</p> <p><b>対応方針</b>            神戸市では農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、農地面積を確保し農業の健全な発展を図るため「農業振興地域整備計画」を策定し、長期的に農業上の利用を図るべき土地を「農振農用地」として指定しています。            農振農用地は主に土地改良事業等の対象地や10ha以上の集団的農地などで、その利用は原則として農業上の利用に限っていますが、2025年1月に農業振興地域整備計画の見直しを行い、集落内にある小規模かつ、集団性が低く農業振興への寄与が少ないと判断された一部の農地については、農振農用地から除外しました。            また、農振農用地であっても、やむを得ない場合にはその他の利用を認めることもありますので、経済観光局農政計画課までご相談ください。            なお、農振農用地以外の農地については、市街化調整区域内であっても目的が一定の基準に適合していれば、現状でも転用が可能となっています。</p> <p><b>対応時期</b>            —</p>
<b>農道の市移管に伴う工事の負担軽減</b> 建築当初から自宅が土地改良区所有の農道に接しているが、この度農道が市に移管されることとなり、道路工事を勧められた。個人負担には厳しい非常に高額な工事であったが、結局、土地改良区からはそのままでいいとされたものの、市に移管後、市仕様の道路に工事するよう指導されないか心配している。 車がないと生活できない地域で、グレーチングを撤去され自宅に車を乗り入れできなくなるのは大きな問題である。農道を市に移管する際、市仕様の道路とする必要がある場合は、個人宅への乗り入れ部分などは市の全額負担としてほしい。	経済観光局／ 農政計画課	<p><b>対応状況</b>            現状維持</p> <p><b>対応方針</b>            当該農道は、農地改良のため基盤整備等を実施する土地改良事業によって整備されたものと思われます。農道の整備にあたっては、土地改良法に基づき、農地耕作者の皆様で組織される土地改良区と市で、計画段階から協議を行っており、必要な手続きを経て市に移管されます。市道への移管の際、市が行う道路構造の検査などでは正を指示した箇所については、その是正工事の費用の4割を上限に土地改良区に助成する制度を設け、地元負担の軽減を図っています。            なお、今回の事例のような側溝の蓋（グレーチング）は、個人の車の乗り入れのためのものであり、公共性に乏しく、補助の対象や市負担で整備することは困難と考えています。</p> <p><b>対応時期</b>            —</p>
<b>市街化調整区域での非農家の農地購入と農地転用手続の簡素化</b> <b>【非農家の農地購入】</b> 市街化調整区域において、将来の子供の居住用として自宅近くにある耕作放棄された土地を買いたいが、農家ではないため購入ができない。 非農家であっても市街化調整区域の自宅近隣の土地を取得できるようにしてほしい。 <b>【農地転用手続の簡素化】</b> 農地転用には複雑な手続きが必要であるが、一定年数居住している住人については、転用の手続きを簡素化してほしい。	農業委員会事務局	<p><b>対応状況</b>            現状維持</p> <p><b>対応方針</b>            市街化調整区域内の農地ですが、既に、農業委員会から農地転用の許可を受け農地から宅地に地目を変更すれば、非農家の方でも購入ができるようになっています。            農地法上、手続きは省略できませんが、申請書の提出（毎月10日締め切り）から最短で20日程度で終了します。手続きについては、これまで申請書の押印廃止や添付書類の削減などの負担軽減を行ってきており、今後も負担軽減に努めています。</p> <p><b>対応時期</b>            —</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<p><b>市街化調整区域における規制緩和</b></p> <p>西区押部谷町は周囲が市街化調整区域であるため、土地の有効活用に支障がある。そのため住民が流出して過疎化・高齢化が進み、さらに空き家が増えてくると予想される。</p> <p>市街化調整区域でも用途変更が簡易にできるようにして、雇用・移住を増やし、産業の活性化、住民の増加、税収入の増加につなげ、便利な街づくりを行ってほしい。</p>	都市局 都市計画課 経済観光局／農政計画課	<p><b>対応状況</b></p> <p>対応済</p> <p><b>対応方針</b></p> <p>少子高齢化や人口減少が進むなか、農村地域への移住や起業を促進するため、2015年より市街化調整区域における規制緩和を強力に推進しています。規制緩和はこれまで7回実施しており、都市計画法第34条にかかる基準を緩和・新設し、市街化調整区域への移住をしやすくするとともに、カフェ、レストランなどの店舗や事務所等の立地も可能としました。</p> <p>また移住者の住宅の建設や、農家レストランなどの起業にかかる手続きも簡素化を進め、地域および移住起業者の負担軽減を図っています。</p> <p>今後とも、農村地域の活性化にむけて、地域の方々とともに取り組んでいきます。</p> <p><b>対応時期</b></p> <p>—</p>
<p><b>市街化調整区域における分家住宅手続きの簡素化等</b></p> <p>市街化調整区域における分家住宅の手続きが複雑で、非常に時間がかかった。</p> <p>身内が身近に住む場合は、分家住宅などの手続きを必要とせず、農地から宅地への変更もスムーズに行うことができるようにしてほしい。</p>	都市局／都市計画課 農業委員会事務局	<p><b>対応状況</b></p> <p>現状維持</p> <p><b>対応方針</b></p> <p><b>【分家住宅の手続き】</b></p> <p>市街化調整区域の規制緩和については、平成27年2月より順次、規制緩和を実施してきました。例えば、住宅に関して、一人っ子でも分家住宅を建てることが可能になったほか、先祖代々の土地ではなく、新しく所有する土地でも立地可能としました（2018年3月）。</p> <p>また、農地での小規模戸建住宅の建築手続きを簡素化し、敷地面積が500m<sup>2</sup>未満の場合は、開発許可ではなく建築許可で対応することで、手続き期間を約100日程度短縮しました。さらに、親族が所有している土地に建築する場合は所有権移転の仮登記を求めていましたが、土地所有者の同意書で足りると見直しました（2022年7月）。</p> <p>ご指摘の分家住宅の許可手続きについては、都市計画法に基づく事務であるため、手続きを不要とすることは困難ですが、これまでの規制緩和の結果、既にほとんどのケースが開発審査会で定型的に許可ができる「包括承認」の対象となっており、約1.5ヵ月の手続き期間の短縮がなされています。</p> <p><b>【農地の転用】</b></p> <p>農地を分家住宅などの宅地に転用するには、農地法上、農業委員会からの農地転用の許可が必要なため、手続きを省略することはできませんが、申請書の提出（毎月10日締め切り）から最短で20日程度で手続きが終了します。</p> <p>農地転用の手続きについては、これまで申請書の押印廃止や添付書類の削減など、手続きの負担軽減を行ってきました。今後も手続きの負担軽減に努めています。</p> <p><b>対応時期</b></p> <p>—</p>
<p><b>市街化調整区域における規制緩和</b></p> <p>高齢化が進む西区神出町では、市街化調整区域が設定されており、このままでは住民がいなくなるのではないかと危惧している。</p> <p>そこで、以下のような市街化調整区域よりも軽い規制を導入し、里山を守りながら過疎化を防いでほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売買のみを目的とした土地の取引を防ぐため、将来的な居住希望者を審査する制度を作る。</li> <li>・都市ガスを引いたり、コンビニやスーパーなど最低限の生活に必要な施設の建設を認める。</li> </ul>	都市局 都市計画課	<p><b>対応状況</b></p> <p>対応済</p> <p><b>対応方針</b></p> <p>市街化調整区域については、2015年2月より順次、規制緩和を実施してきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2022年7月には、市街化調整区域に居住している者が利用する日常利便施設（コンビニ、薬局、食料品小売等）について、対象業種を拡大（学習塾、スポーツ用品・娯楽用品小売等）しました。</li> <li>・起業に関しては、農村定住を促進するため、農村定住起業施設としてカフェ等の立地を可能にしました（2016年4月）。また、小規模な住宅を店舗・飲食店・オフィス等に用途変更することを可能にしました（2022年7月）。</li> <li>・住宅に関しては、元々市街化調整区域に住んだことがない人でも居住できるよう、移住者用住宅の建築を可能としました。具体的には「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」に基づき、地元の里づくり協議会が承諾した土地であれば建築可能としました（2020年2月）。</li> <li>・また、「既存集落における自己用住宅」について、開発審議会で定型的に許可ができる「包括承認」の対象となるケースを拡大し、手続き期間の短縮化を図りました（2025年1月）。</li> </ul> <p><b>対応時期</b></p> <p>—</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<b>市街化調整区域における規制緩和</b> 北区山田町の過疎化が深刻で、以前より農家も少なくなり空き家が増えている。簡易郵便局も閉鎖されたままで、市街化調整区域なので郵便局の2階に職員が住めないためではないかと考えている。国道やバス道沿いだけでも規制緩和を望む声が多く、土地の所有者には、地域の食材を使ったレストランやディーケア等の福祉・介護施設、医療事業者の事業所等の利用希望の問い合わせが多くあるようだが、現在の規制では農家以外は住めず施設の立地規制もある。箕谷トンネルの工事が行われることもあり、特に国道428号沿いの土地の規制を緩和してほしい。	都市局 都市計画課	<p><b>対応状況</b> 対応済</p> <p><b>対応方針</b></p> <p>【レストラン等の立地・市街化調整区域での居住】 市街化調整区域でも居住者の日常生活のために必要な建築物等については、一定の要件を満たす場合に立地が可能です。郵便局は公益上必要な施設として立地が可能で、日本郵便会社が行う郵便の業務以外（銀行等）や社会福祉施設（介護施設等）についても、周辺の居住者の日常生活のために必要という要件を満たす場合には立地可能です。また幹線道路の沿道で一定の要件を満たす場合には、沿道サービス施設としてレストランも立地可能です。 これらの施設で働く方がその地域で住むために、施設との兼用住宅が考えられますが、住宅部分や兼用部分の用途が一定の要件を満たせば立地が可能です。兼用住宅でなくても、世帯分離住宅など一定の要件を満たす場合には市街化調整区域で居住することが可能です。</p> <p>【幹線道路沿いの規制緩和】 主要な道路の周辺については規制緩和を実施しており、2023年2月には、市街化区域から同一路線で繋がっている2車線以上の道路に面していて、かつ10年以上宅地のままの土地については、住宅や店舗・事務所などが建築できるよう要件を緩和し、宅地の有効活用を図りました。今後も市街化調整区域における農村地域の活性化を推進するため、事業者や地元からの意見を踏まえながら、引き続き規制緩和を推進していきます。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>
<b>市街化調整区域における主要道路沿いの規制緩和</b> 神戸市北区や西区は、主要道路沿いでも市街化調整区域が多すぎたため、限られた用途の店舗しか出店できず、地域が発展しないばかりでなく、働く場所もなく過疎化の原因となっている。交通量の多い国道や県道・市道の沿道沿いについては、実情に合わせて調整区域の指定を撤廃するなど、規制を緩和してほしい。	都市局 都市計画課	<p><b>対応状況</b> 現状維持</p> <p><b>対応方針</b></p> <p>市街化調整区域については、2015年2月より順次、規制緩和を実施してきました。その中で主要な道路の周辺における規制の緩和も実施してきました。 2023年2月には、市街化区域から同一路線で繋がっている2車線以上の道路に面していて10年以上宅地のままの土地に、住宅や店舗・事務所などが建築できるよう都市計画法第34条第14号にかかる基準を緩和し、宅地の有効活用を図っています。更には、近年のEC（電子商取引）の急拡大で物流施設の需要が高まり、市街化区域内の用地が不足していることから、都市計画法第34条第14号にかかる基準を新設し、高速道路のインターチェンジに近接したエリアにおいて、一定の要件を満たす物流施設（複数の物流事業者が連携して設置するトラックターミナルや倉庫など）の立地を可能としました。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>
<b>市街化調整区域における手続の簡略化・迅速化</b> 市街化調整区域で既に一度開発許可がなされた土地において、建築物の用途を、コンビニエンスストア、就労継続支援（B型）施設、就労継続支援（A型）施設と順に変えたが、その都度、開発変更許可の申請が必要とされた。同じ都市計画法34条1号の許可要件内での利用だったが、使用者、用途が変わる度に手続きが必要だった。これでは土地利用者の負担が大きく、その場所での事業を諦める場合もある。事業の用途が同じ範囲（例：法34条1号→同一号内での事業変更）であれば、使用者が変わっても簡単な届出で済み、土地利用を迅速に出来るようにしてほしい。 また、都市計画法第34条1号で許可する開発行為について、「当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する建築物であること」という要件があり、その確認のために、利用予定者の名簿や利用が見込まれる念書などを求められた。許可条件の確認を柔軟にしてほしい。	都市局 都市計画課	<p><b>対応状況</b> 現状維持</p> <p><b>対応方針</b></p> <p>【建築物の用途変更】 市街化調整区域では、既に開発された土地であっても、建築物の用途が変わることは原則、建築許可の手続きが必要となります。 ただし、神戸市では独自に、個々の建築物の用途よりも広いグループとして、「物品販売店舗」や「サービス店舗」といった「用途分類」を定めています。この用途分類の範囲内での変更であれば、都市計画法上の用途変更には該当しないとしており、手続きは不要です。 ご提案の「コンビニエンスストア」から「就労継続支援施設」に変更する場合は、用途分類の異なる変更となり、福祉施策の観点から支障がないかなどの確認も必要になるため、建築許可手続きは必要となります。「就労継続支援B型の事業所」から「就労継続支援A型の事業所」に変更する場合は、用途分類の範囲内なので手続きは不要です。</p> <p>【周辺の地域住民の利用】 都市計画法34条第1号において、建築可能な建築物の要件の一つに「当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する建築物であること」が定められており、許可にあたっては建築物の利用者の見込み等を確認する必要があります。しかし、現在では地域住民の利用を確認するための「念書」などは求めておらず、周辺の地域住民が利用することが見込まれる資料の提出といった方法に改めています。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<p><b>市街化調整区域での運送事業者等の事務所設置に対する規制緩和</b></p> <p>市街化調整区域で事業施設の設置が認められるのは、都市計画法29条1項3号に該当する「特別積み合わせ貨物運送事業者※1」のみで、一般の運送事業者や建設事業者は設置ができない。このため、地代が安い市街化調整区域内で車庫敷地内に事業施設があれば望ましいにもかかわらず、距離が離れた場所で事業施設を確保せざるを得ない。</p> <p>例えば交通アクセスが良好な国道175号線沿いのエリアや北区の道場町等において事業施設の設置を認める対応をしてほしい。そのために「特別指定区域制度※2」を活用してはどうか。</p> <p>※1 貨物自動車運送事業法2条6項に定義づけられ、不特定多数の荷主企業の貨物を1台の車両にまとめて積載し、全国規模で輸送する形態。</p> <p>※2 兵庫県の制度。地域のまちづくりを行っている団体が、市街化調整区域の土地利用計画を策定し、区域を指定して地域に必要な建築物を建築できるようにするもの。</p>	都市局 都市計画課	<p><b>対応状況</b></p> <p>現状維持</p> <p><b>対応方針</b></p> <p>ご提案の兵庫県の特別指定区域制度は、県が開発許可権限を持つ自治体が対象なので神戸市は対象外となっていますが、神戸市としても市街化調整区域の土地利用に関する課題に対応するため、2015年2月より順次、市街化調整区域の規制緩和を実施し、一定の事務所の立地を可能としています。</p> <p>2022年7月には、都市計画法34条第14号にかかる基準を新たに定め、集落内における小規模な住宅等を店舗・飲食店・事務所等に用途変更することを可能としました。同様に、2023年2月には、高速道路のインターチェンジに近接したエリアにおいて、一定の要件を満たす物流施設（複数の物流事業者が連携して設置するトラックターミナルや倉庫など）の立地を可能とする新たな基準を定めました。</p> <p>このような規制緩和により、ご提案の国道175号沿いのエリアや北区の道場町等においても一定の要件を満たせば事務所の立地が可能となっています。</p> <p><b>対応時期</b></p> <p>—</p>
<p><b>六次産業化のための規制緩和</b></p> <p>これから農家・酪農家が生き残るにあたり、建物の増改築や新たな用途の施設の増設などが必要となるが、都市計画法や建築基準法によってそれらが難しい。例えばレストランや宿泊施設、結婚式場、こども園、教育施設など、農場や酪農と組み合わせることで新たな可能性が生まれる施設の立地の妨げとなっている。こういった六次産業化は農家・酪農家が生き残るうえで必要な方向性であり、都市計画法や建築基準法の規制を緩和してほしい。</p> <p>また、六次産業化をめざす農家は、「1敷地1用途」という従来の枠組みの関係で敷地を分割しなければならないことが多いが、これは開発行為にあたるため、新規の道路を整備する必要があるなど大きなコストがかかり、事实上、開発行為をすることが難しい。その解消のため、農場や酪農場と一緒にして経営する場合にかぎり、1敷地に複数の用途の建物の整備を認めたり、農道との接道であっても接道条件として認めるなど、規制を緩和してほしい。</p>	都市局 都市計画課 建築住宅局／建築指導部 建築安全課	<p><b>対応状況</b></p> <p>対応済</p> <p><b>対応方針</b></p> <p><b>【六次産業化のための規制緩和】</b></p> <p>2010年に「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（以下、六次産業化法）が制定され、六次産業化（一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業を一体化すること）が推進されるなか、神戸市としても畜産振興の観点や消費者ニーズを踏まえ、付加価値を高めた牛乳や乳製品開発などの六次産業化を支援しています。</p> <p>ご提案のレストラン等については、六次産業化法に適合（例えば、酪農場で生産された農産物などを提供するための飲食店といった場合）すれば、酪農振興に資する施設として集落以外でも立地ができます。また、六次産業化法に適合しないようなレストランについても、2016年に規制緩和を実施し、「共生ゾーン条例」に定められた範囲内で里づくりの拠点施設や農村定住起業施設として地域の承諾を得ることで、地元農家によるレストラン等の運営が可能となりました。</p> <p>今後も事業者や地元からの意見を踏まえながら、引き続き六次産業化の推進に資するような規制緩和を推進していきます。</p> <p><b>【1敷地における複数用途での利用】</b></p> <p>建築基準法では1つの建築物がある土地がその建築物にかかる敷地であり、1つの建築物ごとに1つの敷地であることが原則です。しかし、主用途に付属する施設（住宅における車庫など）や、主用途の機能を満たすために必要不可欠な施設（学校内の校舎、体育館、講堂のように用途上不可分の関係にあるもの）として、1つの敷地内に2つ以上の建築物を建築することは可能です。</p> <p>ご提案のように、酪農家等が酪農場等と一緒にして経営する施設（例えば、酪農場で生産された農産物などを提供するための販売店や飲食店、農場や酪農場での体験施設など）が用途上不可分の関係にあると判断できれば、1つの敷地内に2つ以上の建築物を建築することは可能です。都市計画法においても建築基準法と同様に、2つ以上の建築物があったとしても一体的な利用と判断できる場合には1つの区画として取り扱うこととなります。</p> <p>六次産業化を目的とした1敷地における複数用途での利用については、これまで通り、施設の運営上一体的な利用であり用途上不可分の関係にあると判断できる場合には、1つの敷地内に2つ以上の建築物を建築することは可能と考えています。</p> <p><b>対応時期</b></p> <p>—</p>

## ○防災・安全 2件（対応済 2件）

提案内容	所管部局	検討結果
<b>神戸市火災予防条例の見直し</b> 神戸市火災予防条例では、火災時の避難経路を確保するため、病院の病室の窓は掃き出し窓とすることが定められている。病院には防火設備としてフル装備のスプリンクラーが設置されており、火事になりにくいにもかかわらず、避難だけを目的として掃き出し窓とすることは、今の時勢では考えられない。また、掃き出し窓の設置は、患者の自殺防止や、ガラスによる怪我のリスク防止といった観点から時代に逆行しているため、神戸市火災予防条例を見直してほしい。	消防局 予防部査察課	<p><b>対応状況</b> 対応済</p> <p><b>対応方針</b> 2025年4月1日付けで神戸市火災予防条例（昭和37年4月条例第6号）第49条第2項を改正及び消防告示を制定したことにより、防火区画や一時避難場所の設置等水平避難対策を講じた場合、二方向避難経路の確保（バルコニーの設置）を免除できることとなり、結果的に、病院の病室への掃き出し窓の設置が不要となりました。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>
<b>神戸市火災予防条例の見直し</b> 神戸市火災予防条例では、共同住宅・ホテル・福祉施設のような就寝する部分がある建物において、安全に避難ができるよう、主たる出入口以外にバルコニー等の二方向の避難経路を確保するよう義務付けている。そのため複合ビルのホテル階だけ不自然にバルコニーが設けられるなど、ビルのデザインに大きな制約が発生している。ビルの制約をなくして土地の高度利用を推進するためにも、一定基準の消化設備、またはスプリンクラーの数や耐火基準などの規制を設定し、条件を満たした建物に関しては条例の適用除外としてほしい。	消防局 予防部査察課	<p><b>対応状況</b> 対応済</p> <p><b>対応方針</b> 2025年4月1日付けで神戸市火災予防条例（昭和37年4月条例第6号）第49条第2項を改正及び消防告示を制定したことにより、防火区画や一時避難場所の設置等水平避難対策を講じた場合、共同住宅・ホテル・福祉施設のような就寝する部分がある建物において、バルコニー設置が不要となりました。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>

## ○環境・衛生 4件（対応済 1件／現状維持 3件）

提案内容	所管部局	検討結果
<b>旅館業法上の経過措置の期限設定</b> マンションと旅館（ホテル）が合築された建物に住んでいますが、宿泊者の区画と共同住宅の住民の区画が明確化（構造設備の変更）されていない。「神戸市旅館業法の施行等に関する条例」の附則（2018年6月14日条例第1号）には、経過措置について期限が設けられていないため、区画の明確化を永久にしなくともよいともとれる。住民の住環境を守るために期限を設けてほしい。	健康局 環境衛生課	<p><b>対応状況</b> 現状維持</p> <p><b>対応方針</b> 「神戸市旅館業法の施行等に関する条例」第2条第1項第16号では、共同住宅の一部で旅館業を営む場合は、宿泊者の区画と共同住宅の住民の区画とを明確にすることとしていますが、これは旅館営業を許可する際の構造設備基準を定めたものです。この条文は2018年の条例改正で追加されたものであり、その時点までに営業許可を受けている既存の施設については、法の不遡及の原則（法令は施行と同時に効力を生じるが、原則として将来に向かって適用され、施行前の出来事には効力が及ばない。）により、同項第16号の規定を遡及して適用することや、期限を設けて追加された基準を遵守させることはできません。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>
<b>公衆浴場法施行条例の見直し</b> 公衆浴場法第4条は「伝染性の疾病にかかっている者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならぬ」と規定されているが、それ以外は拒んではならないと解釈すると、伝染病にかかっていないければ誰でも入浴できると考える。公衆浴場は公共性のある施設であり、利用する者に差別があってはならない。特に国籍を理由に拒むことは第4条に違反すると考える。公衆浴場法施行条例において、利用にあたって国籍を問うてはならない旨を加えてほしい。	健康局 環境衛生課	<p><b>対応状況</b> 現状維持</p> <p><b>対応方針</b> 公衆浴場法第4条の違反を問えるのは、伝染性の疾病にかかっている者と認められる者を入浴させた場合のみであり、それ以外の場合に当該条項違反を問うことはできませんが、法令で規定するまでもなく、公衆浴場の利用に国籍による制限を設けることは適切ではないと社会的に認知されていると考えています。また、公衆浴場法施行条例は法に基づき、営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準について定めたものであり、公衆浴場法に国籍に関する基準が規定されていない状況で条例に規定を設けることは、適当ではないと考えます。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<p><b>路上喫煙防止の強化</b>  「神戸市ぽい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例」があるにも関わらず、神戸市民や観光等で訪問する人々の認識が不足しており、商店街など多くのエリアでぽい捨てや路上喫煙が見られる。非喫煙者、特に子どもへの健康被害も心配である。  ①より厳しい罰則の導入、②より広い効果的な周知、③禁止地区の拡大、に取り組んでほしい。</p>	健康局／保健所保健課  環境局／事業系廃棄物対策課	<p><b>対応状況</b>  対応済</p> <p><b>対応方針</b>  神戸市では条例により市内全域でぽい捨てを禁止し、路上喫煙をしないよう努力義務を定めています。そのうち、駅周辺や繁華街などを「ぽい捨て防止重点区域」に、また、三宮・元町地区などの一部のエリアを「路上喫煙禁止地区」に指定しており、路上喫煙者に対しては1,000円の過料を徴収しています。  ①について、条例で定める罰則は、当該行為がマナー違反であることを認識し意識を高める手段であり、心理的抑止力も狙って定めたものです。このため、新たな罰則の導入や強化は予定していませんが、他都市の状況も見ながら慎重な検討を要する課題であると認識しています。  ②について、これらの区域においては、指導員が巡回を実施し、個別に注意・指導を徹底するなど、ぽい捨て・路上喫煙の防止に努めています。2024年度からは巡回回数の拡充や人通りの多い場所などの滞留型での注意指導に取り組むなど、啓発活動をさらに強化しています。なお、市ホームページを通じて路上喫煙の通報を受け付けており、受け付けた通報に基づいて巡回計画を立て、ターゲットを絞った指導を行うよう努めています。  ③について、ぽい捨て防止重点区域については、2024年6月に「三宮北地区」及び「北野・山本地区」の指定エリアを拡充しました。また、路上喫煙禁止地区については、シンボル的エリアとして限定的に指定し、禁止地区以外への啓発効果を波及させることを狙いとしており、現在のところ拡大は予定していません。  なお、受動喫煙の防止に関しては、健康増進法や兵庫県の「受動喫煙の防止等に関する条例」において、学校や官公庁をはじめとする多数の人が出入りする空間での喫煙禁止が規定されており、神戸市でも市民や施設管理者からの相談対応や条例の義務違反者に対する指導、市ホームページやInstagram広告配信での周知・啓発を通じて、受動喫煙の防止対策に取り組んでいます。</p> <p><b>対応時期</b>  —</p>
<p><b>薪ストーブの使用に関する規制</b>  薪ストーブの煙には発がん性物質を含む有害物質が多く含まれているとされており、また健康被害だけではなく、煙のもやや臭いが周囲に広がり、車や窓ガラスなどが茶色や黒色になるなどの影響がある。神戸市では条例が無いため、個人的な判断のみで薪ストーブの設置や使用がなされており、排気環境の不備などが見られる。他の自治体では喘息の方が近所にいる場合は設置しないなど、薪ストーブ導入についての注意書きをホームページなどで表示しているところもある。  住宅密集地や都心部などで薪ストーブを設置・使用する場合は、その制限や条件を条例等で定めてほしい。排気設備、初期消火機器の設置義務、煙突の高さなどの基準、他の住居との距離条件、消防署などの定期点検を受ける義務、使用時間帯の指定、周辺居住者からの合意取得、といった内容を定めてほしい。</p>	環境局 環境保全課	<p><b>対応状況</b>  現状維持</p> <p><b>対応方針</b>  薪ストーブは、地球温暖化対策や再生可能エネルギーの導入促進に資する「木質バイオマス」の活用手段として有効である一方、ご指摘のように不適切な利用をすると大気や人の健康に影響を及ぼすことから、国において「木質バイオマスストーブ環境ガイドブック」を作成し、薪ストーブなどの使用者や使用を検討している方に対して、近隣への配慮を含めた啓発を行っているところです。  現在、薪ストーブの使用を規制する法律や条例はありませんが、薪ストーブの利用により健康への影響が懸念されるようなケースにおいては、国のガイドブックに基づき適切な使用方法等について指導を行いますので、神戸市までご相談ください。</p> <p><b>対応時期</b>  —</p>

## ○運輸・港湾 4件（現状維持 4件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p><b>防波堤への立ち入り禁止の解除</b></p> <p>神戸港の防波堤や垂水漁港内にある一文字は立ち入り禁止となっており、渡船が禁止される一方、近隣の自治体では渡船が禁止となっておらず営業が続けられている。</p> <p>神戸市でも他都市のように規制を解除し、渡船船の営業を再開し、釣りが楽しめるようにしてほしい。</p> <p>なお、国土交通省は港湾施設の多目的使用、とりわけニーズの高い防波堤の釣り利用についてガイドラインを策定している。ガイドラインでは、防波堤等で釣りが可能かどうか、まずは港湾管理者が判断することとしつつも、学識者や釣りの利害関係者、関係行政機関等から成る「協議会」を設置し検討することを求めている。そのため、防波堤を神戸市独自の判断で一方的に立入禁止とするのではなく、ガイドラインに沿って同協議会において検討を行い、その検討結果を踏まえたうえで判断してほしい。</p>	港湾局 経営課 経済観光局 農水産課	<p><b>対応状況</b> 現状維持</p> <p><b>対応方針</b></p> <p>神戸港の防波堤及び離岸堤は「港湾施設条例」に基づき、垂水漁港内にある一文字は「漁港及び漁場の整備等に関する法律」及び「神戸市漁港管理条例」に基づき立ち入り禁止としています。これらの多くは陸続きではなく海上に独立しており、安全対策も施されていないため、津波などの災害や天候不良による波浪や高波の危険があり、転落など不測の事故に対する迅速な救助対応が困難な施設であることから、一般の方の立入を禁止しています。</p> <p>他港において「魚釣り」を認めている防波堤は、陸域から徒歩で行けるなど、危険が少なく波浪の影響を受けにくい場所が多数で、施設の管理運営体制が構築されているほか、通常有すべき安全対策が講じられています。</p> <p>一方、対象施設は緊急時等の避難ルートが確立できず、さらに十分な安全対策を取ろうとすると、具体的には、①転落防止柵や救命浮環、昇降用梯子等の設置、②警戒船や監視員の配置、③緊急連絡体制の構築などが必要となりますが、現実的に沖合の施設でこのような対策を講じることは費用負担を含め困難です（船上からの釣りは禁止していません）。</p> <p>対象施設では、上記安全対策を講じることは困難であるため、釣り等の使用を認めるることは難しく、ガイドラインが示す協議会を設置する状況にはないと考えております。</p> <p>なお、神戸市として「魚釣り」を楽しんでいただくため、平磯海づり公園や神戸空港北親水エリア等のエリアがあるほか、休園していた須磨海づり公園も2024年11月にリニューアルオープンしました。また、2025年4月に六甲マリンパークもオープンしておりますので、これらの施設もご利用ください。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>
<p><b>防波堤への立ち入り禁止の解除</b></p> <p>神戸港内の防波堤への渡船が禁止され、須磨海づり公園が未だに営業を再開しない中、釣具店では客が激減し、渡船業者は廃業している。一方、近隣の自治体では渡船のルールが整備され、日常的に営業が続けられている。</p> <p>神戸市でも他都市のように規制を解除し、ルールの整備や渡船エリアの指定、救命道具の設置等をしてほしい。</p>	港湾局 経営課 経済観光局 農水産課	<p><b>対応状況</b> 現状維持</p> <p><b>対応方針</b></p> <p><b>【防波堤への立ち入り禁止について】</b> 神戸港内の防波堤は、外洋から打ち寄せる波を防ぐとともに、波浪から神戸港内の施設や安全な船の停泊を守り、さらには津波・高潮の被害から市街地を守るために設置している施設です。また防波堤は陸続きではなく、沖合近くに設置されており、安全対策も施されていないため、転落など不測の事故に対する迅速な救助対応が困難な施設であることから、一般の方の立入を禁止しています。</p> <p>本来目的以外による防波堤の使用は、ハード・ソフトの両面を組み合わせた安全対策の徹底が必要です。他港において「魚釣り」を認めている防波堤は、陸域から徒歩で行けるなど、高波の危険が少なく波浪の影響を受けにくい場所が多数です。また施設の管理運営体制が構築されているほか、通常有すべき安全対策が講じられています。</p> <p>一方、神戸港内の防波堤は、海上に独立して整備されているため、津波など災害時の避難ルートが設定できないことに加え、足場条件（足場不良・凸凹）が悪いことや天候不良による波浪や高波の危険があるため、使用にあたって十分な安全対策を講じる必要があります。具体的には、波浪に耐えうる①転落防止柵や救命浮環、昇降用梯子等の設置、②警戒船や監視員の配置、③緊急連絡体制の構築などが必要となります。現実的には沖合の施設でこのような対策を講じることは、費用負担の面も含め困難と考えています（なお、船上からの釣りは禁止していません）。</p> <p><b>【釣りができる環境整備について】</b> 神戸市としては、「魚釣り」がレジャーとして、また観光ツールとして、多くの方々に愛されていることは十分認識しています。神戸市として「魚釣り」を楽しんでいただくため、平磯海づり公園や神戸空港北親水エリア等のエリアがあるほか、休園していた須磨海づり公園も2024年11月にリニューアルオープンしました。また、2025年4月に六甲マリンパークもオープンしておりますので、これらの施設もご利用ください。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<b>防波堤への立ち入り禁止の解除</b> 神戸港の防波堤や垂水漁港内にある一文字は立ち入り禁止となっており、渡船が禁止される一方、近隣の自治体では渡船が禁止となっておらず営業が続けられている。神戸市でも他都市のように規制を解除し、渡船の営業を再開し、釣りが楽しめるようにしてほしい。	港湾局 経営課 経済観光局 農水産課	<p><b>対応状況</b> 現状維持</p> <p><b>対応方針</b> 神戸港の防波堤及び離岸堤は「港湾施設条例」に基づき、垂水漁港内にある一文字は「漁港及び漁場の整備等に関する法律」及び「神戸市漁港管理条例」に基づき立ち入り禁止としています。これらは陸続きではなく海上に独立しているものが多く、安全対策も施されていないため、津波などの災害や天候不良による波浪や高波の危険があり、転落など不測の事故に対する迅速な救助対応が困難な施設であることから、一般の方の立入を禁止しています。 他港において「魚釣り」を認めている防波堤は、陸域から徒歩で行けるなど、危険が少なく波浪の影響を受けにくい場所が多数で、施設の管理運営体制が構築されているほか、通常有すべき安全対策が講じられています。 一方、対象施設は緊急時等の避難ルートが確立できず、さらに十分な安全対策を取ろうとすると、具体的には、①転落防止柵や救命浮環、昇降用梯子等の設置、②警戒船や監視員の配置、③緊急連絡体制の構築などが必要となりますが、現実的に沖合の施設でこのような対策を講じることは、費用負担の面も含め困難と考えています。 神戸市として「魚釣り」を楽しんでいただくため、平磯海づり公園や神戸空港北親水エリア等のエリアがあるほか、休園していた須磨海づり公園も2024年11月にリニューアルオープンしました。また、2025年4月に六甲マリンパークもオープンしておりますので、これらの施設もご利用ください。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>
<b>岸壁等への立ち入り禁止の解除</b> 昔、神戸港は護岸で自由に釣りを楽しむことができていたが、市の一方的な釣り禁止のために市民は楽しみを奪われている。市民が自由に散歩をしたり釣りをしたりして、神戸港を市民がより活用できるようにしてほしい。	港湾局 経営課	<p><b>対応状況</b> 現状維持</p> <p><b>対応方針</b> 岸壁、護岸等の港湾施設は、船舶の接岸や荷役（積み込み・荷下ろし）を前提としており、一般の方が立ち入ることを想定しておらず、転落防止柵などの整備を行っていません。また、フォークリフトや大型トレーラーが頻繁に通行しており危険が伴うことに加え、港湾運送事業の支障となるため、岸壁等に釣り人が立ち入ることは許可することはできないと考えています。 神戸市として「魚釣り」を楽しんでいただくため、神戸空港北親水エリアや平磯海づり公園等のエリアがあるほか、休園していた須磨海づり公園も2024年11月にリニューアルオープンしました。また、2025年4月に六甲マリンパークもオープンしておりますので、これらの施設もご利用ください。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>

## ○その他 2件（現状維持 2件）

提案内容	所管部局	検討結果
<b>研究開発型スタートアップ支援のための特区創設</b> 現在、国では「スタートアップ5か年計画」が2022年に策定され、経済成長の原動力としてスタートアップに期待が集まっている。その中でもディープテック（研究開発型）は社会変革やグローバルな影響を与える分野として特に期待が高く、国でも1,000億円単位の支援環境が整備されつつある。 研究開発型スタートアップは大学の研究と同様、通常労働とは異なり集中的に研究開発に取り組む期間が生じるが、労働基準法の規定による管理が負担となっている事例があると聞く。具体的には、研究開発競争の中での一律の規制や、株式上場に対する職員の管理環境の審査が厳しく、足かせとなっているようである。 そこで、世界的な研究競争、製品開発環境下にあって研究開発に取り組むスタートアップに限り、十分な健康管理の条件のもと労働基準法に定める規定（36条で定める時間的制限及び報告手続き等）を緩和する特区地域を、例えばポートアイランドや六甲アイランドに設けてはどうか。	企画調整局 政策課 経済観光局／新産業創造課	<p><b>対応状況</b> 現状維持</p> <p><b>対応方針</b> スタートアップ企業の中でも、ディープテック（研究開発型）は集中的に研究開発に取り組む期間が生じるという状況であることは認識しています。一方で昨今の働き方改革やコンプライアンス意識の高まりに伴い、上場時の職員の管理環境に関する審査が厳格化されているものと考えています。 ご提案のうち労働基準法の時間外労働の上限緩和については、「スタートアップ企業で働く者や新技術・新商品の研究開発に従事する労働者への労働基準法の適用に関する解釈について」（2024年9月30日厚生労働省労働基準局長通知）において、「1. 労基法第36条第11項に規定する「新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務」への該当性について 労基法第36条第11項に規定する「新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務」については、時間外労働の限度時間等の規定が適用されない。」とされており、既存制度内の対応が可能です。 その他報告手続き等の規制についても、労使間調整の中で労働者を守るために設けられた最低限の規制であること、持続可能な会社経営の観点を踏まえ、現状を維持することが望ましいと考えています。</p> <p><b>対応時期</b> —</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<p><b>所有者不明土地に関する固定資産課税台帳情報の活用</b></p> <p>近年の社会課題に「所有者不明土地問題」があり、戸籍調査を行っても土地所有者や相続人に辿り着かない事が多い。不動産登記法改正により「相続登記」「住所・氏名変更登記」の義務化が始まるが、実際、手続きが完了の土地はまだ多く存在する。</p> <p>隣接地が所有者不明土地の場合、土地の境界明示において支障があり、土地の境界線が確定しなければ、登記や道路寄付行為、建築工事等、様々な局面において支障が出るなど、地主は多大な迷惑、不利益を被ることとなる。</p> <p>このような場合、正当な理由なく登記申請を怠っている相続人等も保護対象とされるのか。不動産登記法、地方税法22条、個人情報保護法はどれも特別法であり、それぞれの法律の位置付けとしてどれが優位に立つか、現時点では不明確である。</p> <p>一律に個人情報保護として課税台帳情報の活用を断つではなく、所有者不明土地に限っては、国や市、有識者と共に、課税台帳情報活用のためのルール作りを検討してほしい。</p>	行財政局／ 固定資産税企画課	<p><b>対応状況</b></p> <p>現状維持</p> <p><b>対応方針</b></p> <p>地方税法第22条により、税関連の事務を行う職員には厳しい守秘義務が課されており、納税者の個人情報は厳密に管理されています。固定資産税を課税するために知り得た情報は外部の方に提供することはできず、その情報の活用について国においても協議がなされていますが、現在のところ取り扱いは変わっていません。</p> <p>情報の活用については、地方税法を所管する総務省を始めとする国の関係省庁とも相談を進めています。</p> <p>また、法の解釈に関して、神戸市独自に何らかの見解を示して情報の活用を図ることができないか、その実現の可能性も含めて、慎重に研究していきます。</p> <p><b>対応時期</b></p> <p>—</p>